

ID: 1762

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

処分の概要	道路協力団体の指定		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の46第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第48条の46及び規則第4条の18の規定による。 (道路協力団体の指定)</p> <p>第48条の46 道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができる。</p> <p>2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>(道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)</p> <p>第4条の18 法第48条の20第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和3年7月28日